

2011年6月9日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2011年6月1日付けで諮問（第477号）された都市計画の策定及び総合調整に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外ものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人

通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問理由

都市計画は、都市づくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある市街地づくりを総合的に計画し効果的に実現するための制度で、都市計画基礎調査（以下「本調査」という。）の結果に基づき定めるものとされている。

本調査は、都市計画法第6条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施され、都市の動態を把握すると共に、都市計画の立案や進行管理のために役立てる、都道府県単位で行う唯一の調査である。

調査結果は、広域（首都圏）的視点からの人口収容計画及びそれに伴う土地利用計画、交通計画等に活用されているほか、各都市における地区単位での動態も捉えられていることから、近年の都市計画分野での地方分権の進展に伴っての地区単位、街区単位での都市計画立案のための調査としても活用領域は広がってきており、本調査における市町村の役割も相対的に拡大している。

本調査にあたっては、市内全域の土地及び建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集することは、限られた時間、費用、人員の中では不可能である。

以上のことから、本調査業務の執行においては、資産税課が保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報（以下「個人情報」という。）を利用することが必要かつ合理的であると考えられることから、本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

ア 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性

本調査で必要とする個人情報は、市内全域の土地と家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。また、神奈川県への提出期限（今年度は、平成23年11月末）がある中で、情報の収集に手間取ってしまうと、集計分析作業まで行う本調査の執行に著しい支障がある。

さらに、後述のとおり、本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本調査を進めるためには、他に方法がないことから所管課である資産税課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報の範囲
土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳の記載事項のうち、表―1に掲げる
もの。

表―1 目的外利用する個人情報

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地課税台帳 ・ 土地補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番（土地） ・ 現況地目（土地） ・ 現況地積（土地）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋課税台帳 ・ 家屋補充課税台帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番（家屋） ・ 現況用途（家屋） ・ 現況構造（家屋） ・ 地上階層数（家屋） ・ 地下階層数（家屋） ・ 1階床面積（家屋） ・ 1階以外床面積（家屋） ・ 延床面積（家屋） ・ 課税非課税区分（家屋） ・ 市街化区域区分（家屋） ・ 棟番号（家屋） ・ 家屋番号（家屋） ・ 建築年月（家屋） ・ 区分所有家屋情報（家屋）

ウ 引渡しの方法について

電子媒体：容量に応じ「CD-ROM」又は「MO」とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、通知すべき相手が、市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件の所有者であり、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となるため、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、市民へは、都市計画課より、広報ふじさわ7月10日号を通じて周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査は、市内全域における土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件のデータの集計を行う。紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であることから、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

前ページ、表-1 目的外利用する個人情報

ウ 業務の流れ

(ア) 収集した個人情報を電子媒体にて委託業者に渡す。

(イ) 委託業者は、ISMS認証を取得している特定の作業所で処理を行い、図面及び調書を作成する。

エ 安全対策について

調査は委託により実施するが、委託の相手方は、データ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす契約書及び特記仕様書で規定するほか、契約締結後に管理計画書を作成することを指示し、十分な配慮及び適切な処置を講じる。

当該管理計画書では、個人情報保護に係る管理体制を確立するとともに、次の内容について定める。

(ア) 個人情報の受け渡しについて

当該個人情報を含む媒体の受け渡しは直接手渡しにより行い、藤沢市に借用書を提出する。

(イ) 個人情報の保管について

a 個人情報を盗難・紛失から保護するため、入室制限を設けた部屋に、施錠できる保管庫を設置し、保管する。

b 当該保管庫の鍵を管理する責任者を定める。

(ウ) 個人情報の使用について

a 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

b 第三者への提供は行わない。

c ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い、パスワードを設定し、予め指定した者のみがコンピュータでの処理ができるものとする。

オ 個人情報の返却・消去・廃棄について

(ア) 借用物については、業務終了後、速やかに藤沢市に返却する。コンピュ

ータのハードディスク内のデータについては消去し、データ破棄証明書を藤沢市に提出する。

(イ) 不要メディア・機器を廃棄する場合は復旧できないよう処理し、廃棄証明書を藤沢市に提出する。

(5) 実施時期

2011年6月10日以降

(6) 提出資料

資料1 個人情報取扱事務届出書

資料2 神奈川県からの通知書及び依頼内容

- ・都市計画基礎調査の実施及び実態調査交付金の内示について
- ・会議資料 補足説明資料
- ・「都市計画基礎調査の手引き」(抜粋)
- ・「都市計画基礎調査 GIS活用マニュアル」(抜粋)

資料3 システムの構成図及び業務の流れ

- ・図. システムの構成図及び業務の流れ
- ・データの加工
- ・作成成果(図面)(調書)

資料4 業務委託契約書, 業務委託等設計書

- ・業務委託契約書
- ・業務委託等設計書(都市計画基礎調査業務特記仕様書)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要とする個人情報は、市内全域の土地と家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

イ 神奈川県への提出期限(今年度は、平成23年11月末)がある中で、情報の収集に手間取ってしまうと、集計分析作業まで行う本調査の執行に著しい支障がある。

ウ 本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで

保有している資産税課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性が認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知に係る件数は、市内全域における土地課税台帳等約20万件及び家屋課税台帳等約12万件が対象となるため、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市民へは、広報ふじさわ7月10日号を通じて周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査は、市内全域における土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件のデータの集計を行うことから、紙ベースのデータでは、膨大なデータを限られた時間と費用の中で迅速かつ正確に集計することは不可能であり、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

- (ア) 調査は委託により実施するが、委託の相手方は、データ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

- (イ) 個人情報の管理や業務終了後の処理については、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす契約書及び特記仕様書で規定するほか、契約締結後に管理計画書を作成することを指示し、十分な配慮及び適切な処置を講じる。

当該管理計画書では、個人情報保護に係る管理体制を確立するとともに、次の内容について定める。

a 個人情報の受け渡しについて

当該個人情報を含む媒体の受け渡しは直接手渡しにより行い、藤沢市に借用書を提出する。

b 個人情報の保管について

- (a) 個人情報盗難・紛失から保護するため、入室制限を設けた部屋に、施錠できる保管庫を設置し、保管する。
- (b) 当該保管庫の鍵を管理する責任者を定める。
- c 個人情報の使用について
 - (a) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
 - (b) 第三者への提供は行わない。
 - (c) ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い、パスワードを設定し、予め指定した者のみがコンピュータでの処理ができるものとする。
- d 個人情報の返却・消去・廃棄について
 - (a) 借用物については、業務終了後、速やかに藤沢市に返却する。コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し、データ破棄証明書を藤沢市に提出する。
 - (b) 不要メディア・機器を廃棄する場合は復旧できないよう処理し、廃棄証明書を藤沢市に提出する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上